

## 伊丹市自動体外式除細動器(AED)貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における安全・安心のまちづくりを推進するために、本市が管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を市内で行われるイベント等に貸出すことによって、人命救助の思想を普及し、心肺停止者の救命率の向上を図ることを目的とし、以下の必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 AEDの貸出しの対象は、イベントの主催者であり、市内で実施する市民を主な対象とする各種イベントのうち、第3条をいずれも満たすものとする。

### (貸出対象とするイベント)

第3条 AEDの貸出し対象となるイベントは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消防局等による、AEDの使用に必要な講習（普通救命講習）を修了した者又は医師、看護師、保健師のいずれかがイベント会場に常駐し、又は帯同していること。
- (2) イベントへの参加者が、おおむね10人以上の市民で、営利や宗教・政治活動を目的としないこと。
- (3) 月2回以上、継続的に行われるイベント等は除く。

2 イベントの種類・対象などの理由で、市長が認めた場合はこの限りではない。

### (貸出台数)

第4条 AEDの貸出し台数は、1回のイベントにつき1台とする。

### (貸出期間)

第5条 AEDの貸出し期間は、当該イベントの開催日を含み最長5日を限度とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、当該期間を延長し、又は短縮することができる。

### (貸出しの申請)

第6条 AEDの貸出しを希望する者(以下「申請者」という。)は、原則として貸出しを受けようとする日の2月前から1週間前までに、AED貸出し申請書(様式第1号)に第3条第1号に規定する講習を修了した者の講習修了書等の写しを添付すること。また、医師、看護師及び保健師においては、免許証の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、承認の可否を決定し、1週間以内にAED貸出承認通知書(様式第2号)により当該申請者に通知しなければならない。また、貸出しの承認通知書を受けた者(以下「AED借受人」)は、貸出日時に、市においてAEDの貸与を受け、留意事項を遵守するものとする。

(維持管理・返却)

第8条 AED借受人は、AEDを常に良好な状態で管理しなければならない。

2 AED借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDを取り扱い説明書に基づき、適切に使用しなければならない。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しない。
- (3) AEDを転貸、又は譲渡しないこと。
- (4) AEDを貸出期間の末日までに市に持参し、返却しなければならない。

(実績報告)

第9条 AED借受人は、AEDを返却するとき、AED返却報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 AEDを使用したときは、AED使用報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(報告義務)

第10条 AED借受人は、AEDが故障し、破損又は紛失したときは速やかに市に報告し、AED故障等報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第11条 AED本体の貸出料は無料とする。

2 貸出し期間中においてAEDに付属するパッド等の消耗品を使用した場合(パッドについては未使用であっても袋を開封した場合を含む。)は、市の指定する方法で、AED借受人の負担により、新規品に交換するものとする。また、AEDの運搬等に要する経費はAED借受人が負担するものとする。

(返還)

第12条 市長は、AED借受人が次の各号に該当すると認めるとき、AEDの返還を求めることができる。

- (1) イベント等の中止または、開催期間の短縮の場合。
- (2) 市長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第13条 市長は、AED 借受人が貸出し機器を亡失又は故意に棄損した場合には、現品又は市長が相当と認める金額をもって、賠償させることができる。

(その他)

第14条 AED 借受人は、来場者に対して、イベント会場内において AED が備えられていることを入口やわかりやすい場所に提示する。

附則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。